　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（提出部数：１部）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　開設者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　）　　　　－

　下記のとおり歯科技工所を開設しましたので、歯科技工士法第２１条及び同法施行規則

第１３条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １． | | 年　　　月　　　日 | | | |  |
| ２．歯科技工所の名称 | |  | | | |
| ３． | | 大阪府  ☎（　　　　）　　　　－ | | | |
| ４．開設者が法人の場合、  定款・寄付行為を添付 | | 定款・寄付行為は別添のとおり | | | |
| ５．管理者の住所・氏名  （免許証写・履歴書添付） | | ☎（　　　）　　－ | | | |
| ６―１．    (　)内に、歯科医師は（歯）  歯科技工士は（技）、その  他の者は（他）と記入 | | （ 　） | | （　　） | |
| （ 　） | | （　　） | |
| （　　） | | (　　） | |
| (　　) | | (　　） | |
| (　　) | | (　　） | |
| (　　) | | (　　） | |
| (　　) | | (　　） | |
|  | ６－２.　上記のうち、  リモートワークを行う者の  氏名、連絡先、リモートワークを行う場所の所在地（５に記載の住所と同じ場合、□にレ点）  （研修受講に関する記録の写しを添付） | | 氏名　　　　　　　　　　　　　研修受講日　　　年　　　月　　　日  所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□５に同じ  　　　 　　　　　　　　　　　　☎（　　　　）　　　　－ | | | |  |
|  |  |
|  | 氏名　　　　　　　　　　　　　研修受講日　　　年　　　月　　　日  所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□５に同じ  　　　 　　　　　　　　　　　　☎（　　　　）　　　　－ | | | |  |
|  |  |
|  | 氏名　　　　　　　　　　　　　研修受講日　　　年　　　月　　　日  所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□５に同じ  　　　 　　　　　　　　　　　　☎（　　　　）　　　　－ | | | |  |
|  |  |
|  |  | |  | |  | |  |
| ７．周囲の見取図・敷地の  面積・平面図、建物の  構造概要等 | | 周囲の見取図(第1図) 、及び敷地平面図(第2図) を添付  敷地面積　　　　　　　　㎡  建物の構造種別：木造・鉄筋（鉄骨）コンクリート造り  その他（ ）  （地上 階、地下 階部分） | | | |
| ８．技工所の面積、平面図 | | 技工所の平面図（第３図）を添付  延床面積：　　　㎡，各階床面積：　　階　　　　　㎡  階　　　　　㎡ | | | |
|  | ９．技工所の構造概要（技工所が複数階にわたる場合は、各階別に記載すること） | | | | | |  |
|  | ① | 板張り・コンクリート・吹付・その他（　　　　　　） | | | | |  |
|  | ② | 板張り・コンクリート・その他（　　　　　　） | | | | |  |
|  | ③ | 板張り・コンクリート・Ｐタイル張り・その他（　　　　　　） | | | | |  |
|  | ④ 各室床面積 |  | | ㎡ | | |  |
|  |  | | ㎡ | | |  |
|  |  | | ㎡ | | |  |
|  |  | | ㎡ | | |  |
|  |  | | ㎡ | | |  |
|  |  | | ㎡ | | |  |
|  |  | | ㎡ | | |  |
|  | ⑤ |  | | 箇所 | | |  |
|  | ⑥ |  | |  | | 箇所 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 10．技工所の設備概要 | | | |  |
|  | ①基本的な機器、器具の設置    (１) 技工用作業台　　　　台 　(16) 　　　 台  (２) 脚 　(17) 　　 台  (３) 台 　(18) 　　　台  (４) 台 　(19) 　　 　台  (５) 台 　(20) 技工用実体顕微鏡（ﾏｲｸﾛｽｺｰﾌﾟ）　　　 台  (６) 台 　(21) 電気掃除機　　　　　 台  (７) エアーコンプレツサー 台 　(22) 分別ダストボックス　 　　　　台  (８) 台 (23) 模型整理棚　 　　　　台  (９) 台　 (24) 書籍棚　　　　 台  (10) ガステーブル（コンロ) (25) 材料保管棚（保管庫） 　　 台 | | | |  |
|  | (11) 鋳　　　　　造　　　　　器　 　　 台　 (26) 薬品保管庫　 個    (12) ポーセレンファーネス　　　　 台　 (27) 救急箱 　　　　　個  (13) 電解研磨器 台 (28) 歯科技工に関する書籍　 冊  (14) 鍍金装置　　　 台　 (29) 計測用機器 　　　　　 個    (15) 超音波洗浄器　　 　　 台　 (30) その他（　　　　　　　　）　　　　　 台 | | | |  |
| ②　照　明　設　備 | 照　　　　　　　　　　　　　　　　明 | |  |
| ③　手洗設備 | 手洗設備　　・　　便所　　・　　更衣室 | |  |
| ④　防音装置 |  | |  |
| ⑤ |  | 台　　　大 | |
|  |  | |
| ⑥　防塵設備等 |  | 台 | |
|  | 台 | |
| 防湿装置 | 台 | |
| 防虫装置 | 台 | |
|  | 防鼠装置 | 台 | |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ⑦ |  | 台 | |  |
|  |  | |
|  |  | |
| ⑧　高圧ガスの設置 |  | 本 | |
|  | 本 | |
| ＊アセチレンボンベを使用する場合は「消防法」により、消防  長又は消防署長への届出が必要な場合有り。（圧縮アセチレ  ンガス４０キログラム以上を貯蔵している場合） | | |
|  | 本 | |
|  | |  | |
|  |  |
| ＊「高圧ガス保安法」により高圧ガス貯蔵施設は、風通しがよ  く、火気、引火性、発火性の物から２ｍ以上離れて設置してあ  ること。酸素とアセチレン、水素は区別して置いてあること。 | | |
| ⑨　電気メッキ施設 | 無機シアン化合物による電気メッキ装置 |  | |
| ＊無機シアン化合物を使用して電気メッキを行う場合は「毒物  及び劇物取締法」により保健所に届出が必要 |  | |
| ⑩ |  |  | |
|  |  | |
| ⑪ | 排水管途中の石膏トラップ |  | |
|  |  | |
|  |  | |
| ⑫ |  |  | |
| ・「毒物及び劇物取締法」により、盗難、飛散、漏れ、地下浸透等を防止するため、  施錠できる堅固な施設で保管することが 必要。  ・「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」と表示することが必要 | | |
|  | 1. 塵埃又は微生物による   汚染を防止する構造・設備 | 適切な消毒剤が備えられているか。 | |  |  |
|  | 1. 清潔性の保持及び   整理整頓 | 衛生的かつ安全に貯蔵、保管する設備があるか。 | |  |  |
| 1. 「歯科技工録」及び「手順書」の整備 | ・「歯科技工録」及び「手順書」が整備されているか。 | |  |